

第1章 社会福祉法人制度

第1節 総論

1 社会福祉法人の法的性格

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（以下「法」という。）に定めるところにより設立された法人であり、民間社会福祉事業の公共性と純粋性を確立するために、公益法人とは異なった組織の特別法人で、極めて公共性の高い法人であることから、その設立には、所轄庁（札幌市の場合は、札幌市長）の認可が必要とされている。【法第22条】【法第31条】

社会福祉法人は、法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行うために設置される法人であり、これを本来の目的としないものは社会福祉法人になり得ないが、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができる。【法第26条】

また、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を有している必要があり、それは、実施する事業に必要な土地・建物等の不動産や事業運営に必要な設備機器類等の動産を意味する。

【法第25条】

一方、社会福祉法人には評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならず、評議員、理事及び監事は実際の法人運営に参画できる者で、名目的に選任することは適当ではない。【法第36条第1項】

なお、社会福祉法人制度は、民間社会福祉事業の公共性と純粋性を確立するために、民法による公益法人とは異なった組織の特別法人を創設しようとするものであり、いわゆる名称独占規定があり、社会福祉法人以外のものは、その名称に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならないと規定され、「社会福祉法人」という名称の慈善的な色彩や社会的信用を悪用しようとする者から保護されている。【法第23条】

設置主体は以下のとおり。

	設置主体
第一種社会福祉事業	原則は国、地方公共団体、社会福祉法人
第二種社会福祉事業	原則は制限がない（所轄庁により制限あり）

法第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

法第22条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

法第23条 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

法第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明

性の確保を図らなければならない。

法第 25 条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

法第 26 条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第 57 条第 2 号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

法第 31 条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

法第 36 条 社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

第 2 節 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人は、その定款に定める事業を行うため設立されたものであり、定款に記載されていない事業については行うことができない。【法第 31 条】

法第 31 条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

三 社会福祉事業の種類

1 社会福祉事業

法第 2 条においては、社会福祉事業の範囲を限定列挙し、また、その対象者に対する影響の軽重から、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業とに分類している。

（なお、ここに挙げた事業以外のものであっても、一般に社会福祉事業と言えるものもあるが、法では社会福祉事業として取り扱われておらず公益事業として扱われる。）

(1) 第一種社会福祉事業

第一種社会福祉事業は、人を入所させて生活の大部分をその中で営ませる施設を営む事業を主としている。

社会的、経済的に弱い立場にある者を対象として、しかもその生活の大部分をその中で営ませることは、個人の人格に重大な関係があり、もしその運営に適正を欠くようなことがあると、人権擁護という観点からも非常に重大な問題であるので、その确实公正な運営を確保することにより、社会的弱者が不当な処遇を受けないようにすることが必要である。

従って、第一種社会福祉事業については、原則として国、地方公共団体及び社会福祉法人に限り経営できることとされ、その経営主体に制限が設けられている。【法第 60 条】

法第 2 条

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を営む事業及び生計困難者に対して助葬を行

う事業

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

三 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

五 削除

六 売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業

七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

法第 60 条 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

(2) 第二種社会福祉事業

第二種社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と異なり、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであって、これに伴う弊害が生じるおそれと比較的少ないものであり、その経営の主体についても特に制限が設けられていない。【法第 69 条】

法第 2 条

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

一の二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住宅型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に規定する母子家庭等日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法 に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、

- 盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 七 削除
- 八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- 十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
- 十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）
- 十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

法第 69 条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から 1 月以内に、事業経営地の都道府県知事に第 67 条第 1 項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

2 公益事業

法人は、法第 2 条にいう社会福祉事業のほか、必要に応じて公益事業を行うことができる。【法 26 条第 1 項】

社会福祉法人は、本来、民間の社会福祉事業経営者として、社会福祉事業にかかる福祉サービスの供給確保の中心的役割を担うのみならず、地域の様々な福祉の需要にきめ細かく対応し、社会福祉事業にない福祉サービスに対する柔軟な支援をも創意工夫を凝らした福祉経営の下で行うことにより、地域における福祉需要を満たすことを本分とする存在として、今日、捉えられるべきものであり、社会福祉事業にない福祉サービスに対する柔軟に支援するものとして公益事業が存在するので、公益事業とは、広義の社会福祉にかかる事業と考えられている。

但し、社会福祉法人が行うものである以上、社会福祉とは関係のない事業はここでいう公益事業には該当しないとされるべきものである。また、時代の変遷により、公益事業が社会福祉事業となる場合もある。（しかし、公益事業であっても、税法上収益事業と扱われるケースがある。）

なお、公益事業の一般的要件として、次の要件が必要である。【社会福祉法人審査基準 第 1-2】

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 当該法人の行う社会福祉事業の純粋性を損うおそれのないものであること。
- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。

(6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

なお、具体的には、次のような場合は公益事業である(社会福祉事業に該当するものを除く。)

【社会福祉法人審査要領 第1-2】

① 法第2条第4項第4号に掲げる事業(いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業)

② 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。

③ 有料老人ホームを経営する事業

④ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業

⑤ 公益的の事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものである。

法第2条

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人(政令で定めるものにあつては、十人)に満たないもの

3 収益事業

法人は、法第2条にいう社会福祉事業のほか、必要に応じて収益事業を行うことができる。

旧社会福祉事業法制定以前においては、社会福祉事業を行う主体としては公益法人によることとされていたが、その法人自体が営利を目的とするものであってはならないという制限以外には収益事業についての規定は存在しなく、公益法人自体が営利を目的とするものでなければ、収益事業を行っても差し支えないという解釈論が成立していた。その後、憲法89条が制定され、公の支配に属さない団体への公金の支出が制限されたことにより、多くの公益法人において収益事業の経営が行われることとなり、社会福祉事業の適正な運営を阻害するような事態を招くおそれがあったことから、旧社会福祉事業法により、収益事業が明記されることとなった。

収益事業の一般的要件として、次の要件が必要である。【社会福祉法人審査基準 第1-3】

(1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下(3)において同じ。)の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であつて、社

会通念上事業と認められる程度のものである。

- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もある。
- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当する。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものである。
- (5) 当該事業は、当該法人が行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められない。
- (6) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和39年政令第224号)第6条第1項各号に掲げる事業については、(3)及び(6)は適用されないものである。

また、上記(1)～(6)の解釈にあたり、以下の点に注意が必要である。【社会福祉法人審査要領 第1-3】

- ① 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はない。

- ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

- イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

- ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

- ② 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができない。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)にいう風俗営業及び風俗関連営業

- イ 高利な融資事業

- ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

- ③ 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」がある場合である。

- ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合

- イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

- ④ ②及び③の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものである。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当である。

<p>法第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政</p>

令で定めるものに限る。第 57 条第 2 号において同じ。) の経営に充てることを目的とする事業 (以下「収益事業」という。) を行うことができる。

憲法第 89 条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第 3 節 資 産

1 概 説

法人は、社会福祉事業を行うのに必要な資産を備えなければならない。【法第 25 条】

したがって、法人を設立する場合には、その法人が目的とする社会福祉事業を行うのに必要とされる資産を有する必要がある。

法第 25 条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

なお、必要とされる資産は、目的とする事業の種類及び規模により差異があるが、一般的には、その事業を所定の基準に従って行うのに必要な施設を所有しているか、又はその目的を達成するために使用できる使用权が確実に設定されており、かつ、その事業経営に必要な運用資産があるか、これを確実に生み出すことができる財源があることが必要である。

(1) 基本財産

社会福祉法人にとって資産は、法人の成立要件となっている。法第 25 条は、「社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない」と規定し、社会福祉法人の資産と事業との均衡を法人の要件としている。

そこで、法人の持つ財産のうち、基本財産については、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産と会計上区分して扱うとともに、これを定款上明記させることとしている。

これは、基本財産は法人存立の基盤となるものであるので、基本財産の散逸を防止するため、厳重な管理が要請されることから、定款上明記することとされており、また、目的遂行上必要やむを得ない場合に限り所轄庁の承認を得て、これを処分することとされている。

なお、この基本財産の処分に対する制限は、売却処分することはもとより、抵当権その他の担保物権をこれに設定する場合についても同様に取り扱われる。

ただし、独立行政法人福祉医療機構 (以下「福祉医療機構」という。) に対して基本財産を担保に供する場合 (協調融資を行う民間金融機関への担保提供を含む) には、定款で所轄庁 (札幌市の場合は札幌市長) の承認は必要としない。

なお、次の財産は基本財産としなければならない。

- ① 社会福祉施設を経営する法人にあっては、法人が経営する全ての施設についてその施設の用に供する不動産。
- ② 社会福祉施設を経営しない法人 (社会福祉協議会及び共同募金会を除く。) にあっては、原則として 1 億円以上に相当する資産。
- ③ 社会福祉協議会及び共同募金会にあっては、300 万円以上に相当する資産。ただし、市区町

村社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市区町村の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ないほうの額以上に相当する資産。

④ ①、②及び③以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えない。

(2) その他財産

基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、全てその他財産である。

その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分してはならない。

(3) 公益事業用財産

公益事業用財産は公益事業に供される財産であり、他の財産と明確に分離して管理しなければならない。【法第26条第2項】

(4) 収益事業用財産

収益事業用財産は収益事業に供される財産であり、他の財産と明確に分離して管理しなければならない。【法第26条第2項】

法第26条

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

2 社会福祉施設の経営を行う法人の成立に必要な資産

社会福祉施設を経営する法人を設立する場合には、施設経営を行うのに直接必要な全ての物件について所有権を有していなければならない。

すなわち、施設経営を行うのに直接必要な全ての物件について所有権を有していることが必要となる。

また、施設経営を行うのに直接必要な全ての物件のうち、法人が所有権を有していないものについては、国又は地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けていなければならない。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。また、社会福祉施設を経営する法人にあっては、所有する物件のうち、経営する全ての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならない。ただし、施設経営を行うのに直接必要な物件について国又は地方公共団体からの貸与又は使用許可を受けている場合で、法人が不動産を一切所有していない場合は、100万円（平成12年12月1日以降に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産を基本財産として有していなければならない。

このほか、必要な資産として、その他財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1～12分の3に相当する現金、預金等を有しなければならない。また、法人設立から施設開所までの必要な法人事

務費等についても用意する必要がある。

札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱

第3 法人の資産等

2 資産の区分

(2) その他財産

ウ 法人を設立する場合にあつては、必要な資産として、その他財産のうち当該法人が経営を予定する社会福祉事業の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

また、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業に該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあつては、12分の3以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス事業又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援事業若しくは障害児施設入所支援に該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあつては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

さらに、事業の種別を問わず、法人が設立され事業が開始するまでの間に必要とされる法人の人件費、事務費等を現金、普通預金又は当座預金等で有していなければならないこと。

特例（国の通知により、不動産の所有の条件が緩和されている。）

(1) 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えない。

(2) 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えない。

(3) 既設法人が福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えない。

(4) 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉

局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えない。

(5) 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えない。

なお、保育所については当該通知のほかに「札幌市民間保育所設置認可等要綱」(平成13年3月30日保健福祉局長決裁)に定めるところにより取り扱うものである。

(6) 構造改革特別区域において、「サテライト型居住施設」又は「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設」及び「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えない。

3 社会福祉施設の経営を行わない法人の設立に必要な資産

社会福祉施設を経営しない法人の場合、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財産基盤を有することが必要である。

したがって、社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)を設立する場合は、基本財産として、原則として1億円以上に相当する資産を有していなければならない。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができる。

特例(国の通知により、資産要件について緩和されている。)

(1) 児童居宅介護等事業、母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。)(以下「居宅介護等事業」と総称する。)の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成12年9月8日障第671号・社援第2,030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるところにより取り扱うことができる。

(2) 共同生活援助事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるところにより取り扱うことができる。

(3) 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」(平成15年5月8日社援発第0508002号)に定めるところにより取り扱う

ことができる。

上記の(1)～(3)の場合は、下記の①～③の要件で足りる。

① 1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。)を基本財産とすることで足りるものとする。

② 5年(特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該地域・共同生活支援事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年)以上にわたって、事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けていること。

③ 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

なお、要件緩和通知により設立された社会福祉法人は、当初の事業以外の事業を行う場合の制限がある。

(4) 社会福祉協議会及び共同募金会にあつては、300万円以上に相当する資産。ただし、市区町村社会福祉協議会にあつては、300万円と10円に当該市区町村の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ないほうの額以上に相当する資産。

4 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は定款において社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。【法第31条第6項、法第47条第1項】

なお、それにより処分されない財産は、残余財産は国庫に帰属する。【法第47条第2項】

法第31条

6 第1項第12号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

法第47条

解散した社会福祉法人の残余財産は、合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。)及び破産手続開始の決定による破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第4節 機関

法人には、評議員、理事及び監事を必ず置くこと。【法第36条第1項】

法第36条 社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

1 評議員

社会福祉法人の評議員会については、これまで、措置事業、保育所等を経営する事業、介護保険事業のみを行う法人を除き、その設置を求めていたが、法律上、評議員会の設置は任意であり、また、諮問機関として位置付けられているため、理事等の執行機関に対する牽制機能が十分働かないという課題があった。このため、公益法人制度改革を参考に、評議員会に役員を選任・解任や定款変更等法

人の基本的事項について決議する権限を与え、これを通じて理事等を牽制監督する役割を担わせることとした。

(1) 評議員の選任及び解任

ア 評議員の選任及び解任方法について

評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされている。定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関（評議員選任・解任委員会）を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられる。

(2) 評議員の資格等

① 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

社会福祉法人の評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、以下（②から④）の要件に適合し、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

② 評議員の欠格事由等

評議員となることができない者は、次に掲げる者である。【法第40条第1項ほか】

ア 法人

イ 成年被後見人又は被保佐人

ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

カ 暴力団員等の反社会的勢力の者

③ 評議員の兼職禁止

評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできない。【法第40条第2項】

④ 評議員の親族等の特殊の関係にある者（以下「特殊関係者」という。）

評議員と各評議員又は各役員についての特殊関係者については以下の通りである。

ア 配偶者

イ 三親等以内の親族

ウ 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者

エ 当該評議員又は役員の使用人

オ 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

カ エ又はオの配偶者

キ ウ～オの三親等以内の親族で、これらの者と生計を一にしている者

ク 当該評議員又は役員が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

ケ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

コ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。）

⑤ 評議員の員数

評議員の数は、理事の員数を超える数としている【法第40条第3項】。ただし、一定の事業規模を超えない法人（平成29年4月1日より前に設立された法人に限る。）については、平成29年4月1日から3年間、4人以上としている。【改正法附則第10条】

この一定の事業規模は、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人（平成28年度以降のサービス活動収益の額は考慮しない。）としている。また、平成28年度中に設立された法人については、サービス活動収益が4億円を超えることは想定されないことから、経過措置の対象としている。【社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号。以下「整備政令」という。）第4条】

(3) 評議員の任期

評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができる。【法第41条第1項】

ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能である。【法第41条第2項】

(4) 評議員に欠員が生じた場合の措置

平成29年4月1日以降、評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

【法第42条第1項】

法第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

一～四（略）

五 評議員及び評議員会に関する事項

六～十五 (略)

2～4 (略)

5 第一項第五号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

法第 39 条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

法第 40 条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人又は被保佐人

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

法第 41 条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとするのを妨げない。

法第 42 条 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

法附則第 10 条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えないものに対する新社会福祉法第四十条第三項の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過する日までの間、同項中「定款で定めた理事の員数を超える数」とあるのは、「四人以上」とする。

整備政令第 4 条 社会福祉法等の一部を改正する法律附則第十条の政令で定める基準を超えない社会福祉法人は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する会計年度に係る同法第二条の規定による改正前の社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十九条の規定により所轄庁に届け出た収支計算書に基づいて当該会計年度における社会福祉事業並びに社会福祉法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同

項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額（次項において「平成二十七年度社会福祉事業等関連経常収益額」という。）が四億円を超えない社会福祉法人とする。

2 理事

(1) 理事の要件

理事は、法人の内部の事務を処理するとともに、外部に向かって法人を代表する役員であり、常置必須の機関である。

また、理事が業務執行、意思決定の権限を現実に行使する場として理事会がある。

① 定数

理事定数は、6名以上でなければならない。【法第44条第3項】

② 選任

理事は社会福祉事業に熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たしうる者でなければならない。

したがって、その選任にあたっては、定款等の規定に従うとともに次の点に留意すること。

● 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。【法第44条第4項】

- 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- 三 当該社会福祉法人が施設を運営している場合にあつては、当該施設の管理者

ここでいう「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」とは、次のような者であること。【審査要領第3（2）】

- ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

● 特殊関係者の人数の制限

専制化や不正行為防止を期すため、また財産保全のためにこの組織を利用することはできないように、法律で規定されている。【法第44条第6項、省令第2条の10】

理事と各理事についての特殊関係者は次のとおりである。

- ア 配偶者
- イ 三親等以内の親族
- ウ 当該理事と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者
- エ 当該理事の使用人
- オ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- カ エ又はオの配偶者

キ ウ～オの三親等以内の親族で、これらの者と生計を一にしている者

ク 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

ケ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

コ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員であるものを除く。同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

● 欠格事由

次の事項に該当する者は、社会福祉法人の評議員及び役員（理事及び監事）となることはできない。【法第44条第1項、法第40条第1項】

ア 法人

イ 成年被後見人又は被保佐人

ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

● 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは、適当でないこと。【審査基準第3-1-(3)】

したがって、以下のような者で、実際に法人運営に参画できないと認められる者は、適当でないこと。

ア 健康状態の著しく悪い者

イ 兼職の多い者

ウ 法人の事務所あるいは経営する施設から遠隔地に存在する者等

【札幌市社会福祉法人設立及び運営に関する要綱】

● 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

【審査基準第3-1-(6)】

● 社会福祉協議会にあっては、地域福祉活動の展開に当たり社会福祉施設等との連携を十分に図っていく必要があることから、その単位とする地方公共団体の区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えるこ

と。【審査基準第3-2-(7)】

法第40条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

法第44条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。
 - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

施行規則第2条の10 法第四十四条第六項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該理事の使用人
- 三 当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- 六 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）
- 七 第二条の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

(2) 理事の任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである。【法第45条】

ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。

法第45条 役員任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

(3) 理事に欠員が生じた場合の措置

平成29年4月1日以降、理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有する。【法第45条の6第1項】

また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる。

【法第45条の6第2項】

法第45条の6 この法律又は定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(4) 理事の権限等

以下の①から③に掲げる理事は、それぞれ以下に定める職務及び権限等を有する。

① 理事長の職務及び権限等

理事長は、理事会の決定に基づき【法第45条の13第2項第1号】、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する【法第45条の16第2項第1号】。

具体的には、理事会で決定した事項を執行するほか、法第45条の13第4項に掲げる事項以外の理事会から委譲された事項を、その範囲内で自ら意思決定をし、執行する。そして、対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する。【法第45条の17第1項】

なお、業務執行とは、契約にサインすることや、事業費支出の決済など、理事長等の法人の機関が行う行為が法人の行為と認められるような行為をいい、代表するとは、法人の機関が法人の名前で第三者とした行為が法人の行為とみなされることをいう。

理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。【法第45条の16第3項】

これは、理事会による理事長の職務の執行の監督の実効性を確保するためである。したがって、この報告は現実開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない【法第45条の14第9項において準用する一般法人法第98条第2項】。

② 業務執行理事の職務及び権限等

理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができる。【法第45条の16第2項】

業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はない。【法第45条の17第2項】

業務執行理事は、理事長と同様、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【法第45条の16第3項】

また、この報告は現実開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない。

③ ①及び②以外の理事の職務及び権限等

理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに【法第45条の13第2項第1号】、理事長や他の理事の職務の執行を監督【同項第2号及び第3号】する役割を担うこととなる。

法第45条の13 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 社会福祉法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長の選定及び解職

3 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備
- 六 第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除

法第45条の14

9 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条の規定は理事会の招集について、同法第九十六条の規定は理事会の決議について、同法第九十八条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

法第45条の16

2 次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。

- 一 理事長
- 二 理事長以外の理事であつて、理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定さ

れたもの

3 前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

法第 45 条の 17 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 98 条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第九十一条第二項の規定による報告については、適用しない。

(5) 理事の義務等

理事には、善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの監事への報告義務が課されている【法第38条、法第45条の16第1項並びに法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条及び第85条】。また、特別背任罪【法第130条の2】及び贈収賄罪【法第130条の3】等の罰則が設けられている。

法第 38 条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

法第 45 条の 16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

2. 3 (略)

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条（第二項を除く。）、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 84 条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 85 条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）に報告しなければならない。

3 監事

監事は法人の監査機関であり、法人内部のチェック機能として重要な位置を占めているため、社会福祉法人に当たってはこれを常置必須の機関としている。【法第36条第1項】

監事の権限は、法人内部にあって理事の職務の執行を監査するものであり、職務を行うにあたって、その独立性が確保されることが必要である。

監事は、外部に対して法人を代表する権限はないが、法人に対してその職務を忠実に遂行すべき義務を負うことは理事と同一なので、その選任にあたっては法人の公共性と監事の職責を十分認識し、監事としてふさわしい者を選任しなければならない。

また、各監事が独自に責任を負った職務を行うものであるが、共同して監査にあたることは差し支えない。

さらに、監事は理事会における議決権は有していないが、理事会への出席が義務付けられている。

【法第44条の18第3項において準用する一般法人法第101条第1項】

(1) 定数

監事は、2名以上でなければならない。【法第44条第3項】

(2) 選任

① 監事は、当該法人の評議員、理事又は職員を兼ねることができない。【審査基準第3-2-(3)、第3-4-(1)】

② 監事には、次に掲げる者が含まなければならない。【法第44条第5項】

- 一 社会福祉事業について識見を有する者
- 二 財務管理について識見を有する者

ここでいう「社会福祉事業について識見を有する者」とは、次のような者であること。【審査要領第3(1)】

- ア 社会福祉に関する教育を行う者
- イ 社会福祉に関する研究を行う者
- ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

③ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。【審査基準第3-4-(5)】

④ 監事は、他の役員と親族等の特殊な関係のある者であってはならない。

【法第44条第7項、省令第2条の11、審査基準第3-4-(4)】

監事と各役員についての特殊関係者は次のとおりである。

- ア 配偶者
- イ 三親等以内の親族
- ウ 当該役員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者
- エ 当該役員の使用人
- オ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

カ エ又はオの配偶者

キ ウ～オの三親等以内の親族で、これらの者と生計を一にしている者

ク 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

ケ 当該監事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

コ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

サ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人 の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員であるものを除く。同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

⑤ 監事は、法第44条第1項に規定する欠格事由に該当する者であってはならない。

（3）監事の任期

監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。【法第45条】

また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。

（4）監事に欠員が生じた場合の措置

平成29年4月1日以降、監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した監事は、新たに選任された監事が就任するまで、なお、監事としての権利義務を有する。【法第45条の6第1項】

また、監事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時監事の職務を行うべき者を選任することができる。

【法第45条の6第21項】

（5）監事の職務及び権限等

① 監事の権限

監事は、法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し、事業の報告を求め、また、社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができる【法第45条の18第2項】。

監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求できる【法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条2項】。その際、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる【法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条3項】。

② 理事への報告義務

監事は、理事が不正の行為をしたとき、理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき、法令・定款に違反する事実があるとき、著しく不当な事実があるときには、その旨を理事会に報告する義務を負う。【法第45条の18第3項において準用する一般法人法第100条】

これは、理事の法令定款違反等について、理事会による是正を促す趣旨である。

③ 理事会への出席義務

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。【法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条第1項】

これは、監事が出席することにより、理事会の議論を把握し、理事の業務執行の監督につなげるとともに、理事会において法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われるのを防ぐ趣旨である。

④ 評議員会に対する報告義務

監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない【法第45条の18第3項において準用する一般法人法第102条】。

法第36条 社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

法第44条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

3 理事は6人以上、監事は2人以上でなければならない。

法第45条 役員任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

法第45条の18 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条から第百三条まで、第百四条第一項、第百五条及び第百六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第百二条(見出しを含む。)中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第100条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為

をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）に報告しなければならない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 102 条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

4 会計監査人

会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査とは、社会福祉法人が作成する計算書類を対象として、外部の独立した第三者としての会計監査人が監査を行い、計算書類の適正性について保証を与えるものである。これにより、財務情報の信頼性の向上、ガバナンスの強化だけでなく、業務の効率化、効率的な経営の実現にも資するものである。

(1) 会計監査人の選任及び解任

① 会計監査人の選任

会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。【法第43条第1項】

また、理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。【法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項】

② 会計監査人の解任

会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる。【法第45条の4第2項】

ア 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

イ 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

ウ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。【法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項】

監事は、上記①から③のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意によって、当該会計監査人を解任することができる。【法第45条の5第1項】

この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。【法第45条の5第3項】

(2) 会計監査人の資格

会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。【法第45条の2第1項】

公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができない。【法第45条の2第3項】

具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができない。

(3) 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである。【法第45条の3第1項】

また、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる。

【法第45条の3第2項】

(4) 会計監査人に欠員が生じた場合の措置

会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。【法第45条の6第3項】

この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は、(2)の会計監査人と同様である。【法第45条の6第4項】

なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要である。

(5) 会計監査人の職務及び権限等

会計監査人は、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成する義務を負う。【法第45条の19第1項及び第2項】

会計監査人は、その職務を適切に行うため、会計帳簿又はこれに関する資料を閲覧謄写できるほか、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し会計に関する報告を求めることができる。【法第45条の19第3項】

また、その職務を行うため必要があるときは、当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。【法第45条の19第4項】

会計監査人は、職務を行うに当たっては、監査の公正を期すため、当該社会福祉法人の理事、監事又は当該社会福祉法人の職員である等の関係のある者を補助者として使用することができない。

【法第45条の19第5項】

(6) 会計監査人の設置義務について

① 会計監査人設置義務対象法人の基準

会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である。【施行令第13の3】

なお、会計監査人を設置する法人は、会計監査人の設置に関する定款変更を行うことが必要とな

る。平成29年度以降、収益10億円超程度の法人において、会計監査の導入に伴う課題・メリットを整理し、周知すること等を通じ、10億円超での実施に向けた環境整備を図っていく予定である。

② 会計監査人の選任等の流れについて

会計監査人の選任に当たっては、会計監査人を設置する年度の前年度から、準備作業等が必要になるので、法人においては、当該前年度における法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益計・法人単位貸借対照表における負債の部合計を適切に見込んだ上で、会計監査人の設置が円滑に行われるよう、対応することが求められる。

この場合、社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいので、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討（価格のみで選定することは適当ではないこと。）のうえ、選定すること。複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用することができる。

③ 監査証明範囲の設定について

会計監査人制度の導入は、法人としてのガバナンスの強化、財務規律の強化の一環として導入するものであり、会計監査人による監査証明の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、法人単位の計算書類（第1様式）並びにそれに対応する附属明細書及び財産目録の各項目とする。具体的には以下の通りである。

ア 法人単位の計算書類（法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書）【施行規則第2条の30第1項第2号】

イ アに対応する附属明細書（借入金明細書、寄附金収益明細書、補助金事業等収益明細書、基本金明細書及び国庫補助金等特別積立金明細書に限る。）の項目【施行規則第2条の30第1項第2号】

ウ 法人単位貸借対照表に対応する財産目録の項目【施行規則第2条の22】

その際、法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること。

④ 監事が会計監査人に求める監査に関する報告について

監事は、会計監査人に対して、必要があるときは、監査証明（会計監査報告）のほか、その監査に関する報告を求めることができることとなっている。【法第45条の19第6項で準用する一般法人法第108条第2項】

そのため、会計監査人は、監事に対して、監査証明（会計監査報告）のほかに、その監査に関する報告を行う責務がある。

(7) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用

会計監査人を設置しない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましい。

法第 43 条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。

2 (略)

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条、第七十三条第一項及び第七十四条の規定は、社会福祉法人について準用する。この場合において、同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもって」と、同法第七十四条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

法第 45 条の 2 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。

2 (略)

3 公認会計士法の規定により、計算書類（第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。）について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

法第 45 条の 3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

法第 45 条の 4 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。

法第 45 条の 5 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、当該会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定による解任は、監事の全員の同意によつて行わなければならない。

3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

法第 45 条の 6

3 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

4 第四十五条の二及び前条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

法第 45 条の 19 会計監査人は、次節の定めるところにより、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録その他の厚生労働省令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの

4 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第四十五条の二第三項に規定する者

二 理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員である者

三 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十条から第一百条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第九十条（見出しを含む。）中「定時社員総会」とあるのは、「定時評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

施行規則第二条の二十二 法第四十五条の十九第二項の厚生労働省令で定める書類は、財産目録（社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。）とする。

施行規則第二条の三十 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 （略）

二 計算関係書類（社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（同省令第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）の項目に限る。以下この条及び第二条の三十二において同じ。）が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の

増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 73 条 監事設置一般社団法人においては、社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 108 条 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

施行令第13条の3 法第三十七条及び第四十五条の十三第五項の政令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。

一 最終会計年度（各会計年度に係る法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十第二項の承認（法第45条の三十一前段に規定する場合にあつては、法第四十五条の二十八第三項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた収支計算書（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された収支計算書）に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。

二 最終会計年度に係る法第四十五条の三十第二項の承認を受けた貸借対照表（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第四十五条の二十七第一項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。

第5節 定 款

1 概 説

定款は社会福祉法人のいわば憲法であり、法人の機関は、定款に反して行動することはできない。

法第 31 条では、法人の設立にあたり「社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。」とし、法人の目的、名称、経営する社会福祉事業の種類、役員に関する事項など、法人を運営するに際しての重要事項を定款において定めるよう、そして、本定款は所轄庁の認可を受けなければならない旨を規定している。また、定款の変更においても、法第 45 条の 36 第 2 項に「定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。」とされている。

したがって、定款は、法人にとって運営に関する重要事項を定めるとともに、所轄庁の認可がなければ、社会福祉法人は定款に掲げる事項に関して効力を有しない（変更の場合は、変更部分について効力を有しない）こととなる。

法人が定款に違反したときは、所轄庁は解散を命ずることができる。【法第 56 条第 8 項】

法第 45 条の 36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

4 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

法第 56 条

8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

2 定款の記載事項

定款に記載する事項については、必要的記載事項、相対的記載事項及び任意的記載事項がある。

(1) 必要的記載事項

法第 31 条に定める定款の必要的記載事項は次のとおりである。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 社会福祉事業の種類
- 四 事務所の所在地
- 五 評議員及び評議員会に関する事項
- 六 役員の定数その他役員に関する事項
- 七 理事会に関する事項
- 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- 九 資産に関する事項
- 十 会計に関する事項
- 十一 公益事業を行う場合には、その種類
- 十二 収益事業を行う場合には、その種類
- 十三 解散に関する事項
- 十四 定款の変更に関する事項
- 十五 公告の方法

なお、設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならない。また、公益事業又は、収益事業を行わない場合は、十一の公益事業の種類に関する事項又は十二の収益事業の種類に関する事項も、不要である。【法第 31 条第 1 項】

残余財産の帰属については定款に特別に規定のない場合は、国庫に帰属することになるが、定款に特別に規定する場合は、帰属者が社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。【法第 31 条第 6 項、法第 47 条第 2 項】

定款は、前途のように、社会福祉法人を設立しようとする者が定めるわけであるが、以上の必

要的記載事項は、そのどれ一つを欠いても定款として成立しないことになるから特に注意する必要がある。

法第 31 条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

一～十五 (略)

6 第 1 項第 12 号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

法第 47 条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）及び破産手続開始の決定による破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算結了の届出の時ににおいて、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(2) 相対的記載事項

必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、定款の定めがなければその効力が生じない事項をいう。

具体例としては、評議員の補欠の任期【法第 41 条第 2 項】、役員任期の短縮【法第 45 条】、評議員会の決議事項の追加【法第 45 条の 8 第 2 項】、評議員議題提案権における請求期間の短縮【法第 45 条の 8 第 4 項で準用する一般法人法第 184 条】、評議員の招集請求に基づく評議員会開催までの期間の短縮【法第 45 条の 9 第 6、7 項】、理事会の出席割合及び決議割合の変更【法第 45 条の 14 第 4 項】、理事会による役員責任免除・責任限定契約【法第 45 条の 20 第 4 項で準用する一般法人法第 114 条第 1 項、第 115 条第 1 項】などが挙げられる。

(3) 任意的記載事項

法令に違反しない範囲で任意に記載できる事項であり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、一旦これを定款に記載した以上は、その効力については、必要的記載事項と異なるものではなく、その変更も所轄庁の認可などの定款変更の手続きを要することはいうまでもない。なお、法令に抵触する規定は、その規定に関する限り無効とされるから注意を要する。

具体例としては、経営の原則等【定款例第 3 条】、施行細則【定款例第 40 条】などが挙げられる。

法第 41 条

2 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

法第 45 条 役員任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

法第 45 条の 8

2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条から第八十六条まで及び第九十六条の規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

法第 45 条の 9

6 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 第四十五条の四第一項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）
- 二 第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十三条第一項の評議員会
- 三 第四十五条の三十六第一項の評議員会
- 四 第四十六条第一項第一号の評議員会
- 五 第五十二条、第五十四条の二第一項及び第五十四条の八の評議員会

法第 45 条の 14

4 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

法第 45 条の 20

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十二条から第十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第十四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。）」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条 第十二条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、第十一条第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）によって免除することができる旨を定款で定めることができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 115 条 第十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、理事（業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第四百四十一条第三項において同じ。）又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の百十一条第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 184 条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までにしなければならない。

3 定款の作成

法人の定款の作成にあつては「社会福祉法人定款例」（社会福祉協議会にあつては全国社会福祉協議会モデル定款）を参考にすること。

定款の規定が関係法令、通知等に違反しないように注意するとともに、文言についても解釈上疑義を生じるなど運営に支障がないよう十分留意する必要があることから、法人の特色、実情等に応じて準則等と相違する規定を設ける場合には、慎重に行う必要がある。

（注） 財産の贈与又は遺贈（社会福祉法人を設立するためにする財産の提供を含む。）が行われた場合、所得税法第 59 条の規定により当該贈与者等に譲渡所得の発生があつたものとみなされ所得税が課税される。

しかし、社会福祉法人に対してその財産を寄附した者等について、国税庁長官の承認を得ると租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受け、所得税が免税されることとなるので、寄附者に対する配慮として国税庁長官の承認が得られるよう定款を整備する必要がある。

租税特別措置法第 40 条 国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなす。公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第二条第九号の二に掲げるものをいう。）その他の公益を目的とする事業（以下この項から第三項まで及び第五項において「公益目的事業」という。）を行う法人（外国法人に該当するものを除く。以下この条において「公益法人等」という。）に対する財産（国外にある土地その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の贈与又は遺贈（当該公益法人等を設立するためにする財産の提供を含む。以下この条において同じ。）で、当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、当該贈与又は遺贈に係る財産（当該財産につき第三十三条第一項に規定する収用等があつたことその他の政令で定める理由により当該財産の譲渡をした場合において、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものを取得したときは、当該資産（次項、第三項及び第十六項において「代替資産」という。））が、当該贈与又は遺贈があつた日から二年を経過する日までの期間（当該期間内に当該公益法人等の

当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として政令で定める事情があるときは、政令で定める期間。次項において同じ。）内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることその他の政令で定める要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについても、また同様とする。

4 定款の備え置き、閲覧

定款は、法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置きしなければならない。【法第 34 条の 2 第 1 項】

評議員及び法人の債権者は、社会福祉法人の業務時間内は次に掲げる請求をすることができる。

【法第 34 条の 2 第 2 項】

- 一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的記録（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて当該社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を表示したものの閲覧の請求

また、評議員及び法人の債権者以外の者が、社会福祉法人の業務時間内に上記二、三に掲げる閲覧の請求があつた場合、正当な理由なく拒否することはできない。【法第 34 条の 2 第 3 項】

法第 34 条の 2 社会福祉法人は、第三十一条第一項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。

2 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて当該社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 何人（評議員及び債権者を除く。）も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
- 二 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

4 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における第二項第三号及び第四号並びに前項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめている社会福祉法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。